

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

市川市長 村越 祐民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和2年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 1 7 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項」に改める。

附則第 3 項の前の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 4 項から第 7 項までの規定中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 8 項の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 0 項及び第 1 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 4 項中「第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 3 2 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 5 0 項」を「第 2 0 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 9 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで若しくは第 4 4 項」に、「又は第 3 4 項」を「又は第 3 3 項」に、「第 3 4 項又は法」を「第 3 3 項又は」に改め

る。

附則第15項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（市川市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。